

公 告

横浜市公告第190号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒューリックみなとみらい

中区桜木町1丁目1番地の7

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 俄 代表取締役 青木 敏和 京都市中京区富小路 通三条上る福長町105 番地 ほか44者	株式会社 俄 代表取締役 青木 一世 京都市中京区富小路 通三条上る福長町105 番地 ほか44者

(4) 変更の年月日

令和6年6月18日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年3月17日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課